

佐賀県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年三月十六日から平成二十四年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木有田線	西松浦郡有田町岩谷川内一丁目二四 三五番三地先から 西松浦郡有田町岩谷川内一丁目二四 二〇番一地先まで 西松浦郡有田町岩谷川内一丁目二二 七六番一地先から 西松浦郡有田町上幸平一丁目八二六 番地先まで	平成二四・三・一六